

静岡県告示第327号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年4月17日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 解除に係る保安林の所在場所
沼津市西浦江梨字大瀬334の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、東部農林事務所及び沼津市役所に備え置いて縦覧に供する。）